

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定により第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市は、次のいずれかに該当する場合における前号の規定の適用については、同規則第4条及び前号中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。</p> <p>ア 居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u>（これに相当するサービスを含む。）に要した費用と居宅要支援被保険者等が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に要した費用の合計額が、著しく高額であるとき。</p> <p>イ 居宅要支援被保険者<u>に</u>に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定により第1号訪問事業及び第1号通所事業<u>に</u>要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市は、次のいずれかに該当する場合における前号の規定の適用については、同規則第4条及び前号中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。</p> <p>イ 居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは<u>法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス</u>（これに相当するサービスを含む。）に要した費用と居宅要支援被保険者等が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に要した費用の合計額が、著しく高額であるとき。</p> <p>ロ 居宅要支援被保険者<u>等</u>に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額とアに規定する合計額との合計額が、著しく高額であるとき。</p> <p>ウ（略） (6)～(8)（略）</p> | <p>の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額とアに規定する合計額との合計額が、著しく高額であるとき。</p> <p>△（略） (6)～(8)（略）</p> |
| <p>別表</p> <p>第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表</p> <p>1 第1号訪問事業費（1月につき）</p> <p>イ 第1号訪問事業費（Ⅰ）<u>1,172</u>単位</p> <p>ロ 第1号訪問事業費（Ⅱ）<u>2,342</u>単位</p> <p>ハ 第1号訪問事業費（Ⅲ）<u>3,715</u>単位</p> <p>注1 利用者に対して、指定第1号訪問事業所（市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成28年告示第109号。以下「総合事業人員等基準」という。）第2条第3号に規定する指定第1号訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（総合事業人員等基準第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定第1号訪問事業（総合事業人員等基準第2条第3号に規定する指定第1号訪問事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> | <p>別表</p> <p>第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表</p> <p>1 第1号訪問事業費（1月につき）</p> <p>イ 第1号訪問事業費（Ⅰ）<u>1,176</u>単位</p> <p>ロ 第1号訪問事業費（Ⅱ）<u>2,349</u>単位</p> <p>ハ 第1号訪問事業費（Ⅲ）<u>3,727</u>単位</p> <p>注1 利用者に対して、指定第1号訪問事業所（市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成28年告示第109号。以下「総合事業人員等基準」という。）第2条第3号に規定する指定第1号訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（総合事業人員等基準第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定第1号訪問事業（総合事業人員等基準第2条第3号に規定する指定第1号訪問事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>イ 第1号訪問事業費(Ⅰ) 第1号事業サービス計画等(総合事業人員等基準第2条第9号に規定する第1号事業サービス計画等をいう。以下同じ。)において1週に1回程度の指定第1号訪問事業が必要とされた者__</p> <p>ロ 第1号訪問事業費(Ⅱ) 第1号事業サービス計画等において1週に2回程度の指定第1号訪問事業が必要とされた者__</p> <p>ハ 第1号訪問事業費(Ⅲ) 第1号事業サービス計画等においてロに掲げる回数の程度を超える指定第1号訪問事業が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者及び事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。以下同じ。)であってその者の状態により市長が特に支援が必要であると認めた者(以下「特定事業対象者」という。)に限る。)</p> <p>—</p> <p>注2 生活援助従事者研修課程(省令第22条の27第1項第2号に規定する者をいう。)の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトまでを算定しない。</p> <p>注3～8 (略)</p> <p>ヘ 介護職員処遇改善加算</p> <p>—</p> | <p>(1) 第1号訪問事業費(Ⅰ) 第1号事業サービス計画等(総合事業人員等基準第2条第9号に規定する第1号事業サービス計画等をいう。以下同じ。)において1週に1回程度の指定第1号訪問事業が必要とされた者<u>に対して指定第1号訪問事業を行った場合</u></p> <p>(2) 第1号訪問事業費(Ⅱ) 第1号事業サービス計画等において1週に2回程度の指定第1号訪問事業が必要とされた者<u>に対して指定第1号訪問事業を行った場合</u></p> <p>(3) 第1号訪問事業費(Ⅲ) 第1号事業サービス計画等においてロに掲げる回数の程度を超える指定第1号訪問事業が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者及び事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。以下同じ。)であってその者の状態により市長が特に支援が必要であると認めた者(以下「特定事業対象者」という。)に限る。) <u>に対して指定第1号訪問事業を行った場合</u></p> <p>注2 生活援助従事者研修課程(省令第22条の23第2項に規定する研修をいう。)の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトまでを算定しない。</p> <p>注3～8 (略)</p> <p>ヘ 介護職員処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。)第</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(1)～(5) (略)</p> <p>注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、平成33年3月31日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(2)から(5)までのいずれかを算定している場合においては、算定しない。</p> <p>(イ) 介護職員の賃金（退職金を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(ロ) 指定第1号訪問事業所において、(イ)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職</p> | <p><u>4号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間は（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>—</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|-------|
| <p><u>員に周知し、市長に届け出ていること。</u></p> <p><u>(ハ) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善分を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</u></p> <p><u>(ニ) 当該指定第1号訪問事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</u></p> <p><u>(ホ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</u></p> <p><u>(ヘ) 当該指定第1号訪問事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</u></p> <p><u>(ト) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>（一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）</u></p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|----------|
| <p><u>を定めていること。</u></p> <p><u>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u></p> <p><u>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</u></p> <p><u>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(七) 平成27年4月から(ロ)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>注2 (2)については、注1(イ)から(ハ)まで、(ト)(一)から(四)まで及び(チ)に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、平成33年3月31日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(1)又は(3)から(5)までのいずれかを算定している場合においては、算定しない。</u></p> | <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|----------|
| <p><u>注3 (3)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、平成33年3月31日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(1)、(2)、(4)又は(5)までのいずれかを算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 注1(イ)から(ハ)までに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(ロ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u></p> <p><u>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</u></p> <p><u>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u></p> <p><u>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u></p> <p><u>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(ハ) 平成20年10月から注1(ロ)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> | <p>—</p> |
| <p><u>注4 (4)については、注1(イ)から(ハ)</u></p> | <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、注3(ロ)又は(ハ)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、別に市長が定める期日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(1)から(3)まで又は(5)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p>注5 (5)については、注1(イ)から(ハ)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(1)から(4)までのいずれかを算定している場合においては、算定しない。</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>—</p> <p>(1) 介護職員__処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員__処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>注1 (1)については、次に掲げる基準</p> | <p>—</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第4号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|-----|
| <p><u>のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(2)を算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p><u>(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p><u>(二) 指定第1号訪問事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p><u>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する</u></p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|-----|
| <p><u>費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u></p> <p><u>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p><u>(ロ) 当該指定第1号訪問事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</u></p> <p><u>(ハ) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</u></p> <p><u>(ニ) 当該指定第1号訪問事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</u></p> <p><u>(ホ) 当該指定第1号訪問事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定していること。</u></p> <p><u>(ハ) 第1号訪問事業支給費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>(ト) 平成20年10月から(ロ)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。(チ)においても同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用をすべての職員に周知していること。</u></p> <p><u>(チ) (ト)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p><u>注2 (2)については、注1(イ)から(ニ)まで及び(ハ)から(チ)までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(1)を算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p>2 第1号通所事業費</p> <p>イ 介護予防通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>380単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,655単位</u> (1月につき)</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>391単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>3,393単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用者の数又は看護職員若</p> | <p>—</p> <p>2 第1号通所事業費</p> <p>イ 介護予防通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>384単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,672単位</u> (1月につき)</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>395単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>3,428単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用者の数又は看護職員若</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>しくは介護職員の員数が次のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。</p> <p>(イ) 指定介護予防通所型サービス事業の月平均の利用者の数（指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）第2条第2項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、<u>指定介護予防通所型サービス事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合</u>にあつては、指定介護予防通所型サービス事業の利用者の数及び指定通所介護__の利用者の数の合計数）が総合事業人員等基準第49条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。</p> <p>(ロ) 指定介護予防通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が総合事業人員等基準第45条に定める員数を置いていない場合。</p> | <p>しくは介護職員の員数が次のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。</p> <p>(1) 指定介護予防通所型サービス事業の月平均の利用者の数（指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）第2条第2項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、<u>指定介護予防通所型サービス及び指定通所介護の事業又は指定介護予防通所型サービス及び指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合</u>にあつては、指定介護予防通所型サービス事業の利用者の数及び指定通所介護<u>又は指定地域密着型通所介護</u>の利用者の数の合計数）が総合事業人員等基準第49条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。</p> <p>(2) 指定介護予防通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が総合事業人員等基準第45条に定める員数を置いていない場合。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>注3 指定介護予防通所型サービス事業従業者（総合事業人員等基準第45条第1項に規定する指定介護予防通所型サービス事業従業者をいう。以下同じ。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業人員等基準第49条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、<u>指定第1号通所事業（総合事業人員等基準第2条第4号に規定する指定第1号通所事業をいう。以下同じ）</u>を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注4 <u>厚生労働大臣が定める基準第18号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）</u>に対して指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、<u>若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>注5・6 （略）</p> <p>注7 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められ</p> | <p>注3 指定介護予防通所型サービス事業従業者（総合事業人員等基準第45条第1項に規定する指定介護予防通所型サービス事業従業者をいう。以下同じ。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業人員等基準第49条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、<u>指定介護予防通所型サービス事業</u>を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>—</p> <p>注4・5 （略）</p> <p>注6 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められ</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>る利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>イ 要支援1・事業対象者 376単位</p> <p>ロ 要支援2・特定事業対象者 752単位 ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、 ロ 口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。</p> <p>イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員__その他指定介護予防通所型サービス事業所の指定介護予防通所型サービス事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定介護予防通所型サービス計画（総合事業人員等基準第54条第2項第1号に規定する指定介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。</p> | <p>る利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 376単位</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 752単位 ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、 ロ 口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。</p> <p>(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。</u>）その他指定介護予防通所型サービス事業所の指定介護予防通所型サービス事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定介護予防通所型サービス計画（総合事業人員等基準第54条第2項第1号に規定する指定介護予防通所型</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>ロ～ハ (略)</p> <p>ハ <u>生活機能向上連携加算 200単位</u></p> <p>注 <u>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>イ <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定第1号通所事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活指導員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</u></p> <p>ロ <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</u></p> <p>ハ <u>機能訓練指導員等が理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、又は医師と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回</u></p> | <p>サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> | <p>ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位</p> <p>注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下この注において同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ホ 栄養アセスメント加算 50単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養リスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>ホ 栄養改善加算 <u>150単位</u></p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び<u>へ</u>において「<u>栄養改善サービス</u>」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、<u>管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種</u>の者（以下この注において「<u>管理栄養士等</u>」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・<u>嚥下機能</u>及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い<u>管理栄養士等</u>が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ～ホ （略）</p> | <p><u>理栄養士等</u>」という。）が共同して<u>栄養アセスメント</u>を実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) <u>利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</u></p> <p>(4) <u>2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。</u></p> <p>へ 栄養改善加算 <u>200単位</u></p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び<u>チ</u>において「<u>栄養改善サービス</u>」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、<u>管理栄養士等</u>が共同して、利用者ごとの摂食・<u>嚥下機能</u>及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、<u>必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等</u>が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ～ホ （略）</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>へ <u>栄養スクリーニング加算 5単位</u></p> <p><u>注 2イの注2に該当しない指定介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</u></p> <p>ト <u>口腔機能向上加算 150単位</u></p> <p><u>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> | <p>—</p> <p>ト <u>口腔^{くわう}機能向上加算</u> —</p> <p><u>注 厚生労働大臣が定める基準第20号又は第51号の7に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びちにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>口腔機能向上加算（I） 150単位</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>—</p> <p>イ <u>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</u></p> <p>ロ <u>利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</u></p> <p>ハ <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</u></p> <p>ニ <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p> <p>ホ <u>2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。</u></p> <p>チ 選択的サービス複数実施加算</p> <p>—</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)</p> <p><u>480単位</u></p> | <p>(2) <u>口腔機能向上加算 (II)</u> 160単位</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>チ 選択的サービス複数実施加算</p> <p><u>注 厚生労働大臣が定める基準第109号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)</p> <p><u>480単位</u></p> <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(2) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)</p> <p><u>700単位</u></p> <p><u>注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス (以下「選択的サービス」という。) のうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合又は(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 2二の注、2ホの注又は2トの注に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出て選択的サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。(イ) 2ハの注、2二の注若しくは2ホの注に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出て運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス (以下「選択的サービス」という。) のうち、2種類のサービスを実施していること。</u></p> <p><u>(ロ) 利用者が指定介護予防通所型サービス事業の提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。</u></p> <p><u>(ハ) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかを1月につき2回以上行っていること。</u></p> <p><u>注2 (2)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、選択的サービスのうち複数のサ</u></p> | <p>(2) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)</p> <p><u>700単位</u></p> <p>—</p> <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>サービスを実施した場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合又は(1)の加算を算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。</u></p> <p><u>(ロ) 注1(ロ)及び(ハ)の基準に適合すること。</u></p> <p>リ 事業所評価加算 120単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第110号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間(算定する年度の初日に属する年の前年の1月から12月までの期間(2二の注、2ホの注又は2トの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間をいう。以下同じ。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。</p> <p><u>(イ) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないものとして届け出て選択的サービスを行っていること。</u></p> <p><u>(ロ) 評価対象期間における指定介護予防通所型サービス事業所の利用実人員数が10名以上であること。</u></p> <p><u>(ハ) 評価対象期間における当該指定介護予防通所型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該指定介護予防通所型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。</u></p> <p><u>(ニ) (二)の規定により算定した数を(一)に規定する数で除して得</u></p> | <p>リ 事業所評価加算 120単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第110号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間(算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(2ハの注、2ヘの注又は2トの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間をいう。以下同じ。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>た数が0.7以上であること。</u></p> <p><u>(一) 評価対象期間において、当該指定介護予防通所型サービス事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第33条第2項に基づく要支援更新認定、法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数</u></p> <p><u>(二) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（地域包括支援センターが第1号事業サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定介護予防通所型サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの</u></p> <p>ヌ サービス提供体制強化加算</p> <p>—</p> | <p>ヌ サービス提供体制強化加算</p> <p><u>注 厚生労働大臣が定める基準第23号又は第51号の8に適合しているものとして市長へ届け出た指</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (一) 要支援1・事業対象者 7 2単位 (二) 要支援2・特定事業対象者 144単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (一) 要支援1 48単位 (二) 要支援2・特定事業対象者 96単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (一) 要支援1・事業対象者 2 4単位 (二) 要支援2・特定事業対象者 48単位</p> <p>注1 (1)については、次に掲げる基準 のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、(2)又は(3)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。 (イ) 指定介護予防通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (ロ) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。</p> <p>注2 (2)については、次に掲げる基準</p> | <p><u>定介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月に次ぎに掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (一) 要支援1・事業対象者 88単位 (二) 要支援2・特定事業対象者 1 76単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (一) 要支援1・事業対象者 72単位 (二) 要支援2・特定事業対象者 1 44単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (一) 要支援1・事業対象者 24単位 (二) 要支援2・特定事業対象者 48単位</p> <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(3)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 指定介護予防通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</u></p> <p><u>(ロ) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。</u></p> <p>注3 <u>(3)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 指定介護予防通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</u></p> <p><u>(ロ) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。</u></p> | <p>—</p> <p>—</p> <p>ル 生活機能向上連携加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|-----|---|
| | <p>利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、<u>3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月に100単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>(1) <u>生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位</u></p> <p>(2) <u>生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位</u></p> <p>ヲ <u>口腔・栄養スクリーニング加算</u></p> <p>注 <u>厚生労働大臣が定める基準第19号の2又は第51号の6に適合する指定介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位</u></p> <p>(2) <u>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</u></p> <p>ワ <u>科学的介護推進体制加算 40単位</u></p> <p>注 <u>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>(1) <u>利用者ごとのADL値（ADL</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p data-bbox="231 833 587 869">ル 介護職員処遇改善加算</p> <p data-bbox="263 900 295 922">—</p> <p data-bbox="290 1500 782 1986"> (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 </p> | <p data-bbox="925 250 1388 533"> <u>の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知所をいう。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</u> </p> <p data-bbox="896 542 1388 824"> (2) <u>必要に応じて指定介護予防通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</u> </p> <p data-bbox="837 833 1193 869">カ 介護職員処遇改善加算</p> <p data-bbox="865 878 1388 1496"> <u>注 厚生労働大臣が定める基準第24号又は第51号の9に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> </p> <p data-bbox="896 1505 1388 1986"> (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 </p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p><u>注 (1)から(5)までのいずれかを算定する場合においては、1への注1から注5までの規定を準用する。</u></p> <p>ㄨ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>—</p> <p>(1) 介護職員__処遇改善加算(Ⅰ) イからㄨまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員__処遇改善加算(Ⅱ) イからㄨまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p><u>注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(2)を算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p><u>(イ) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護</u></p> | <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>—</p> <p>ㄨ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p><u>注 厚生労働大臣が定める基準第24号の2又は第51号の10に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからㄨまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからㄨまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>—</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|-----|
| <p><u>職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p><u>(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p><u>(二) 指定第1号通所事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p><u>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u></p> <p><u>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p><u>(ロ) 当該指定第1号通所事業所において、賃金改善に関する計画、</u></p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|----------|
| <p><u>当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</u></p> <p><u>(ハ) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</u></p> <p><u>(ニ) 当該指定第1号通所事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</u></p> <p><u>(ホ) 第1号通所事業支給費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</u></p> <p><u>(ハ) 第1号通所事業支給費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p><u>(ト) 平成20年10月から（ロ）の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。（チ）においても同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用をすべての職員に周知していること。</u></p> <p><u>(チ) （ト）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>注2 (2)については、注2 (1)から(ニ)まで及び(ハ)から(チ)までに掲げる基準のいずれにも適合しているものと</p> | <p>—</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p><u>して市長に届け出た指定第1号通所事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(1)を算定している場合においては、算定しない。</u></p> <p>㉒ 基準緩和通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>305単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,321単位</u> (1月につき)</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>314単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>2,721単位</u> (1月につき)</p> <p>注1～3 (略)</p> | <p>㉓ 基準緩和通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>313単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,356単位</u> (1月につき)</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>322単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>2,790単位</u> (1月につき)</p> <p>注1～3 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

2 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、改正後の別表第1項イからハまで及び第2項イに規定する単位数は、それぞれの単位数に1,000分の1,001を乗じて得た値とする。